

防災環境産業委員会資料

【事務事業の概要】

	頁
1 労働委員会の役割等.....	1
2 労働委員会事務局の組織等.....	1
3 令和4年における各業務の取扱状況一覧.....	2
4 主な業務の取扱状況.....	2～4

令和5年2月14日

労働委員会

1 労働委員会の役割等

(1) 目的

労働委員会は、労使間の労働関係上の紛争又は問題を専門的に取り扱うため、労働組合法に基づいて設置された、独立性を有する合議制の行政機関であり、良好な労使関係の維持及び発展に資することを目的としている。

(2) 役割

労働委員会は、労働争議のあっせん・調停・仲裁等の調整的役割と、不当労働行為の審査・労働組合の資格審査等の判定的役割を担っている。

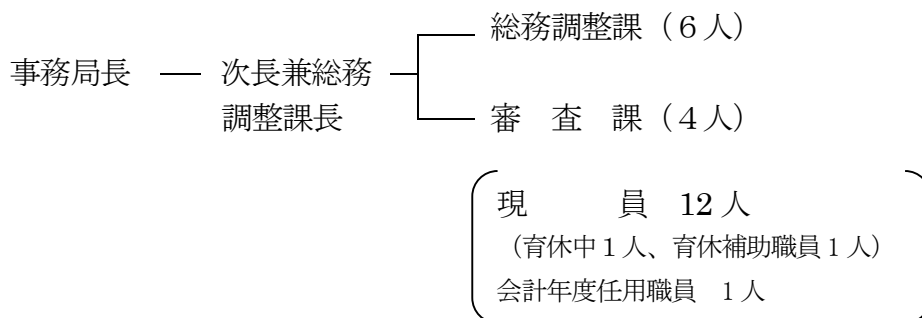
(3) 委員会の構成

労使紛争の解決においては、中立・公平が求められることから、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者によって構成されている。

委 員 会 構 成		
公益委員 (5人)	合 計 15人	弁護士、大学教授など
労働者委員 (5人)		労働組合の役員など
使用者委員 (5人)		会社役員など

2 労働委員会事務局の組織等

(1) 組織及び職員数



(2) 予算及び所掌事務

事 項 名	予 算 額	所 掌 事 務
労働委員会費	130,949千円 (令和4年度 当初予算)	労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の規定に基づき、次のような事務を行っている。 ① 労働争議の調整 (あっせん・調停・仲裁) ② 個別的労使紛争のあっせん ③ 公益事業における争議行為の予告通知に係る実情調査 ④ 不当労働行為事件の審査 ⑤ 労働組合の資格審査 ⑥ 地方公営企業等の労働組合における非組合員の範囲の認定及び告示

3 令和4年における各業務の取扱状況一覧
(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

事 項		取扱件数	終結件数
調 整 的 役 割	① 労働争議の調整	5 (5)	3
	② 個別的労使紛争のあっせん	6 (6)	4
	③ 公益事業における争議行為の予告通知に係る実情調査	16 (14)	13
判 定 的 役 割	④ 不当労働行為事件の審査	2 (—)	1
	⑤ 労働組合の資格審査	12 (8)	11
	⑥ 地方公営企業等の労働組合の非組合員の範囲の認定及び告示	—	—

* 取扱件数には前年からの繰越分を含む。()内は新規件数を表す。

4 主な業務の取扱状況

(1) 労働争議の調整(労働組合と使用者との間の争議)

労使の利害関係が対立し、当事者間での自主的な解決が困難な場合、労働委員会が労使の間に立ち、紛争状態を適切に調整して労使関係の安定を図る。

暦年別取扱状況(直近5年)

(単位:件)

区 分		年				
		30	元(31)	2	3	4
取 扱 件 数		4 (3)	—	—	1 (1)	5 (5)
調 整 方 法	あっせん	4	—	—	1	5
	調 停	—	—	—	—	—
	仲 裁	—	—	—	—	—
終 結 件 数		4	—	—	1	3
終 結 区 分	解 決	2	—	—	1	3
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	打 切 り	2	—	—	—	—
	打切り(不参加)	—	—	—	—	—

*取扱件数には前年からの繰越分を含む。()内は新規件数を表す。

*被申請者のあっせん不参加により打切りとなったものは「打切り(不参加)」に計上。

(2) 個別的労使紛争のあっせん（労働者個人と使用者との間の労使紛争）

非正規労働者や派遣労働者が増加するなど雇用形態が多様化し、労働組合に加入していない個々の労働者と使用者との間の個別的労使紛争が増加している。このため労働委員会としては平成13年10月からあっせんによる紛争解決を図っている。

暦年別取扱状況（直近5年）

（単位：件）

区 分		年				
		30	元(31)	2	3	4
取 扱 件 数		1 (1)	4 (4)	2 (1)	6 (5)	6 (6)
申 請 者	労働者	1	4	2	6	6
	使用者	—	—	—	—	—
終 結 件 数		1	3	1	6	4
終 結 区 分	解 決	—	2	1	1	—
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	打 切 り	—	—	—	1	1
	打 切 り (不 参 加)	1	1	—	4	3

*取扱件数には前年からの繰越分を含む。()内は新規件数を表す。

*被申請者のあっせん不参加により打切りとなったものは「打切り（不参加）」に計上。

(3) 不当労働行為事件の審査

労働組合法は、憲法第 28 条で保障されている労働三権をさらに具体的に保護し、助成するため、以下の使用者の行為を不当労働行為として禁止している。

- ① 労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い（7条1号）
- ② 正当な理由のない団体交渉の拒否（7条2号）
- ③ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助（7条3号）
- ④ 労働委員会への救済申立て等を理由とする不利益取扱い（7条4号）

労働組合又は労働者は、不当労働行為が行われた日から1年以内に、労働委員会に対し救済申立てをすることができる。

暦年別取扱状況（直近5年）

（単位：件）

区 分		年				
		30	元(31)	2	3	4
取 扱 件 数		5 (3)	4 (1)	4 (2)	4 (-)	2 (-)
新規事件の業種別内訳	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	1	—	—
	運輸業・郵便業	1	—	—	—	—
	生活関連サービス業・娯楽業	1	1	—	—	—
	教育、学習支援業	1	—	1	—	—
	医療、福祉	—	—	—	—	—
終 結 件 数		2	2	—	2	1
終 結 内 容	和 解	1	—	—	2	—
	取下げ	1	—	—	—	—
	命令・決定	—	2	—	—	1

* 取扱件数には前年からの繰越分を含む。()内は新規件数を表す。